

令和5年 第9回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和5年9月19日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち6名

1番	郡司嘉一委員	2番	陣野原進委員	3番	柳沼正郎委員
4番	猪狩徳孝委員	5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊義輝委員
7番	渡邊慶幸委員	8番	白岩幸一委員	9番	安藤末男委員
10番	柳沼政一委員	11番	斎藤 実委員	12番	渡邊登喜男委員
15番	大和田弘委員	16番	佐藤円治委員	17番	石井珠枝委員
18番	佐藤伸夫委員	19番	吉田修一委員		

⑤番	坪井清花委員	⑥番	渡辺堅一委員	⑦番	吉田伸一委員
⑧番	松本洋一委員	⑬番	箭内倉貴委員	⑱番	吉田清吉委員

4. 欠席委員 13番 三浦善治委員 14番 佐藤正之委員 ①番 佐藤政一委員
⑩番 石井利夫委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	松 崎 博 志
総務係長	矢 内 敬
副主査	會 田 賢 治

6. 書 記

副主査	會 田 賢 治
-----	---------

7. 議事録署名人

16番	佐 藤 円 治 委員
17番	石 井 珠 枝 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第5号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

9. 会議の経過概要（開会 午後1時30分）

事務局	お疲れ様です。 それでは、始めさせていただきます。はじめに会長に挨拶をいただきます。
会長	皆様、改めましてこんにちは。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。7月から猛暑が続き、命に危険を及ぼす本当に異常な暑さですが、いよいよ、お米の収穫時期に入りました。値段はじわじわと上がってきておりますが、もう少し上がって欲しいところなのではないでしょうか。生産コストに見合った価格に出来るように皆さんも今後とも様々な機関に働きかけをしていただき、私も働きかけていきたく思います。コロナもまた流行ってきておりますので、11月の視察研修時にはコロナを気にせず行けるような態勢になっていればと思います。本日も慎重審議をよろしく願いいたします。
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございました委員は、13番 三浦善治委員、14番 佐藤正之委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和5年田村市農業委員会第9回総会を開会いたします。また、本日は⑤番 坪井清花推進委員、⑥番 渡辺堅一推進委員、⑦番 吉田伸一推進委員、⑧番 松本洋一推進委員、⑬番 箭内倉貴推進委員、⑰番 吉田清吉推進委員の方々にご出席いただいておりますことご報告いたします。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、16番 佐藤円治委員、17番 石井珠枝委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。 本日の議案は、 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 4件 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 1件 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 3件 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 2件 議案第5号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計（案）に対する意見決定について 2件

	<p>議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p style="text-align: right;">4件</p> <p>以上16件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から4番について、議案書朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番について3番 柳沼正郎委員ご報告をお願い致します。</p>
3番委員	<p>3番柳沼です。整理番号1番についてご報告します。16日の午前に譲受人と荻野右近推進委員の3名で確認をしまいました。譲受人は以前から土地を借りて耕作しており、今回の申請にて譲っていただきたいとのことでした。譲受人は、大規模でネギを栽培しており何ら問題ないものと確認をしまいました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、8番 白岩幸一委員ご報告をお願い致します。</p>
8番委員	<p>8番白岩です。整理番号2番についてご報告します。17日の午後に譲渡人、譲受人、渡邊元推進委員の4名で確認をしまいました。譲受人は、申請地を十数年前から借り受けており、今回、経営規模拡大のため譲り受けたいとのことから何ら問題ないものと確認をしまいました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、11番 斎藤実委員報告をお願い致します。</p>
11番委員	<p>11番斎藤です。整理番号3番についてご報告します。17日の午前に譲受人、箭内倉貴推進委員の3名で確認をしまいました。現地は譲受人の土地と隣接しており、譲渡人が高齢により管理が難しいため譲りたいとのことでした。譲受人も譲っていただき管理したいとのこと、今回の申請になりました。何ら問題ないと確認をしまいました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番について、15番 大和田弘委員報告をお願い</p>

	<p>い致します。</p>
15番委員	<p>15番大和田です。整理番号4番についてご報告します。15日に石井行政書士、松崎典男推進委員の3名で確認をしまりました。譲渡人は千葉にお住まいでこちらには戻らないため手放したいとのことでした。また、譲受人は耕作条件向上・経営規模拡大のため譲り受けたいとお互いの要望の合致のため、今回の売買となりました。何ら問題ないと確認してまりました。以上です。</p>
議長	<p>以上で整理番号1番から4番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」は、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして議案第1号は終了します。 次に議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号1番について7番 渡邊慶幸委員ご報告をお願い致します。</p>
7番委員	<p>7番渡邊です。整理番号1番についてご報告します。17日の午前に渡邊隆一推進委員と2名で申請人宅へ確認をしまりました。現地につきましては、自宅の周辺の畑と隣接しており、出入口・排水関係も支障はないことから何ら問題ないものと確認してまりました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」については、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして議案第2号は終了します。 次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第3号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号1番について、4番 猪狩徳孝委員報告をお願い致します。</p>
4 番 委 員	<p>4番猪狩です。整理番号1番についてご報告します。16日の午後に代理人である土地家屋調査士の細野さんと2名で確認をしまりました。譲渡人と譲受人は親子関係で、周辺もご自身の土地のため何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、9番 安藤末男委員報告をお願い致します。</p>
9 番 委 員	<p>9番安藤です。整理番号2番についてご報告します。15日の午前に渡辺行政書士、和田春信推進委員の3名で確認をしまりました。周りは住宅地で農地は申請地だけであり、周りの農地への影響はないことから何ら問題ないと確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、⑦番 吉田伸一推進委員報告をお願い致します。</p>

⑦ 番 委 員	⑦番吉田です。整理番号3番についてご報告します。15日に設定人、被設定人、吉田修一委員の4名で確認をしまいいりました。申請地は元々事務所であり、その隣を借りることでした。何ら問題ないと確認をしまいいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席 委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席 委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案の通り許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第3号は終了します。 次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題とします。整理番号1番から2番について事務局説明願います。
事 務 局	整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。ただいま説明しました事項につきまして、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。整理番号1番から2番について、6番 渡邊義輝委員ご報告をお願いします。
6 番 委 員	6番渡邊です。整理番号1番についてご報告します。16日に譲受人の代理人である関根さん、松本洋一推進委員との3名で確認をしまいいりました。1番につきましては、現在田んぼと畑になっていますが、耕作しておらず原野化しております。隣接する宅地2件は空き家となっており、何ら問題ないものと確認をしまいいりました。二番につきましては、譲渡人、譲受人の代理人である関根さん、松本洋一推進委員の4名で確認をしまいいりました。こちらも何ら問題ないものと確認をしまいいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりまし

	た。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第4号は終了いたします。 次に議案第5号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題と致します。 本案件は、利用権の設定が農地中間管理事業による一括方式であり、計画全体で審議する必要があります。従いまして、本案件に関係している5番 三田勝一郎委員については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当するため退席を求めたいと思いますがご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	5番 三田勝一郎委員の退席を求めます。暫時休議いたします。 ～ 三田勝一郎委員 退席 ～
議長	休議前に引き続き会議を再開いたします。 事務局説明願います。
事務局	議案第5号について議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第5号は終了いたします。</p> <p>議案第5号の審議を終了いたしましたので、5番 三田勝一郎委員の入場を許可します。</p> <p>ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 三田勝一郎委員 入室 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。5番 三田勝一郎委員にご報告いたします。議案第5号の促進計画（案）について、「異議なし」と意見決定いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>次に議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	議案第6号について議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして議案第6号は終了いたします。</p> <p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和5年第9回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p>

閉会 14:10

令和5年9月19日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人